

# 西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

## 2. 募集資格・応募条件について

|      |   |   |
|------|---|---|
| (1)  | 誰でも申し込めますか？家族全員の名前で応募しても良いですか？  | 応募条件に「本人名義の住宅であること」とあります。登記上、その家の所有者だけが応募できます。また、同一世帯につき1通、1度のみとなりますので登記に2名登録されていたとしても応募できるのはお一人だけとなります。仮に複数応募されても抽選の対象にはなりません。応募条件をご確認の上、ご応募下さい。 |
| (2)  | 私の名前で当選したのですが、父が所有している家なので申請は父の名前で行いたいです。                               | できません。同一世帯のご家族(ご夫婦)であっても当選権利の譲渡はできません。申請できる権利があるのは当選した方のみとなります。応募条件を応募前に必ずご確認下さい。   |
| (3)  | 住宅の所有者(名義人)は夫と妻で1対1です。二人分応募できますか？                                       | できません。応募は同一住宅、同一世帯について1回限りです。仮に2人のお名前でも別々にご応募いただいても補助対象(抽選対象)はお一人になります。   |
| (4)  | 所有者は夫で、夫は別市で単身赴任中(住民票は他市)です。西宮市に在住している妻が申請することは可能か。                     | 戸籍謄本等にて所有者との配偶者関係が確認でき、かつ戸籍の附票や住民票除票にて所有者が対象となる住居に住んでいることが分かれば対象となります。  |
| (5)  | 住宅の所有者(名義人)と死別しました。名義変更はまだしていませんが、固定資産税の支払いは私がしています。応募は可能ですか？           | やむを得ない事情により名義変更が済んでいない場合は公的な書類での証明ができれば可能です。具体的には固定資産税の納付書が応募者ご本人の名前で送付されていれば対象となります。納付書が住宅所有者(名義人)宛のままであれば、法務局にて名義変更を行って下さい。                     |
| (6)  | 市内に2軒住宅を所有しています。両方とも自分の名義ですが両方とも助成を受けられますか？                             | 申請者が住民登録をし、かつ居住している住宅が対象ですので一つの住宅が対象となります。  |
| (7)  | 現在、西宮市のA町に在住していますが、B町にある物件を購入し、リフォームしてから住む予定です。この場合リフォーム助成を受けることは可能ですか？ | 所有権移転登記後、既にその住宅に居住し、そこに住民票を置くことで要件を満たして応募が可能になります。物件を既に購入して所有していたとしても、現在居住していなければ(住民票がリフォーム対象の住所になれば)助成対象にはなりません。                                 |
| (8)  | 以前、住宅リフォームの助成を受けたことがありますが、上限金額まで行きませんでした。再度申し込みますか？                     | 助成金額にかかわらず、同一住宅、同一世帯について1回限りの助成となります。過去に当選し、助成を受けられた方は再度申請はできません。   |
| (9)  | 交付決定を受けましたが、工事をしませんでした。再度応募はできますか？                                      | 「辞退届」を提出していることを条件に可能です。辞退届のご提出がなかった場合は「辞退をしていない」「着工した」と見做されますので応募いただいても除外となります。   |
| (10) | 介護保険による住宅改修との併用は可能ですか？  | 同じ工事箇所についての併用はできません。介護保険による住宅改修の対象とならない工事を同時に行う場合、それぞれを別工事として分割して見積・報告・支払いできる場合は助成対象となります。  |
| (11) | 年金受給の高齢者です。優先して権利を得ることはできませんか？  | 本制度は年齢や年収等による優先の権利はございません。  |